特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
14	後期高齢者医療保険関係事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

草加市は、後期高齢者医療保険関係事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

草加市長

公表日

令和5年9月5日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険関係事務
②事務の概要	●事務全体の概要 　高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、保険者である埼玉県後期高齢者医療広域連合を介し、被保険者の資格管理、賦課管理、収納管理、保険給付等の事務を行う。 ●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①保険給付及び資格管理 ②保険料の賦課及び収納
③システムの名称	後期高齢者医療事務処理システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム、番号管理連携システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
後期高齢者医療保険事務ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項（利用範囲）　別表第一の59の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 （平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） ・第46条第1～8号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	●番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 　第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「高齢者の医療の確保に関する法律第百十条」が含まれる項（83の項） （別表第二における情報照会の根拠） 　第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項で、第二欄（事務）に「高齢者の医療の確保」とある項（82の項） ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号） 　上記、番号法別表第二における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部保険年金課
②所属長の役職名	課長

６．他の評価実施機関	
７．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部保険年金課又は総務部庶務課 【保険年金課】048-922-1367 【庶務課】048-922-0954
８．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部保険年金課 048-922-1367

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　]接続しない（入手）**	**[　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月30日	Ⅰ 5. ②所属長	後期高齢者・重心医療課長　浅野　守	後期高齢者・重心医療課長　池田　晃	事後	人事異動による修正
平成28年6月20日	Ⅰ 1. ③システムの名称	後期高齢者医療事務処理システム	後期高齢者医療事務処理システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム、番号管理連携システム、中間サーバー	事後	厚生労働省保険局高齢者医療課から通知及び記載統一による修正
平成28年6月20日	Ⅰ 5. ①部署	健康福祉部後期高齢者・重心医療課	健康福祉部保険年金課	事後	組織改正による修正
平成28年6月20日	Ⅰ 5. ②所属長	後期高齢者・重心医療課長　池田　晃	保険年金課長　今野　禎雄	事後	人事異動による修正
平成28年6月20日	Ⅰ 7. 請求先	健康福祉部後期高齢者・重心医療課	健康福祉部保険年金課	事後	組織改正による修正
平成28年6月20日	Ⅰ 8. 連絡先	健康福祉部後期高齢者・重心医療課	健康福祉部保険年金課	事後	組織改正による修正
平成28年6月20日	Ⅱ 1. 対象人数	平成27年1月1日　時点	平成28年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成28年6月20日	Ⅱ 2. 取扱者数	平成27年1月1日　時点	平成28年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成28年10月5日	Ⅰ 3. 法令上の根拠	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 （平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） ・第46条第1～6号	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 （平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） ・第46条第1～8号	事後	根拠規定見直しによる修正
平成30年2月5日	Ⅱ 1. 対象人数	平成28年4月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成30年2月5日	Ⅱ 2. 取扱者数	平成28年4月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成30年7月27日	Ⅰ 5. ②所属長の役職名	保険年金課長　今野　禎雄	課長	事後	様式変更に伴う修正
平成30年7月27日	Ⅱ 1. 対象人数	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成30年7月27日	Ⅱ 2. 取扱者数	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和1年5月28日	Ⅱ 1. 対象人数	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和1年5月28日	Ⅱ 2. 取扱者数	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和1年5月28日	Ⅳ リスク対策	項目なし	リスク対策の追加	事後	様式変更に伴う修正
令和2年2月10日	Ⅱ 1. 対象人数	平成31年4月1日　時点	令和1年11月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和2年2月10日	Ⅱ 2. 取扱者数	平成31年4月1日　時点	令和1年11月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和2年11月12日	Ⅱ 1. 対象人数	令和1年11月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月12日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和1年11月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和4年1月31日	Ⅱ 1. 対象人数	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和4年1月31日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和4年1月31日	Ⅰ　4. ②法令上の根拠	●番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	●番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	事後	番号利用法改正に伴う号ズレによる修正
令和4年12月7日	Ⅰ 7. 請求先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂１－１－１ 048-922-0151 健康福祉部保険年金課	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部保険年金課又は総務部庶務課 【保険年金課】048-922-1367 【庶務課】048-922-0954	事後	請求先の見直しに伴う修正
令和4年12月7日	Ⅰ 8. 連絡先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂１－１－１ 048-922-0151 健康福祉部保険年金課	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部保険年金課 048-922-1367	事後	請求先との表記の整合に伴う修正
令和4年12月7日	Ⅱ 1. 対象人数	令和3年4月1日　時点	令和4年10月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和4年12月7日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和3年4月1日　時点	令和4年10月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和5年9月5日	Ⅱ 1. 対象人数	令和4年10月1日　時点	令和5年7月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和5年9月5日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和4年10月1日　時点	令和5年7月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正